知財法務の勘所Q&A (第2回)

新しいテクノロジーと知的財産権制度



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 清水 亘

Q1 IoT、AI、自動運転、フィンテック等、新しいテクノロジーがどんどん登場しています。こうした新しいテクノロジーの基礎となるデータの保護や利活用については、どのような議論がなされているでしょうか?

本1 データの保護について、経済産業省「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」(平成29年5月公表)は、不正競争防止法を改正して、①データの不正取得等の禁止、②技術的な制限手段の保護強化、③技術的な営業秘密の保護(立証責任の転換)等を盛り込むことを検討する、としています。

また、データの利活用について、公正取引委員会「データと競争政策に関する検討会」報告書 (平成29年6月公表)は、基本的な方向性として、データの集積によって競争の制限をもたらし 得る企業結合やデータの不当な収集等に対しては独占禁止法による対応が必要である、と述べて います。

1. 新しいテクノロジーとデータ

IoT(Internet of Things:モノのインターネット)、AI(Artificial Intelligence:人工知能)、自動運転(Autonomous Driving)、フィンテック(FinTech)等の新しいテクノロジー、特にICT(Information Communication Technology:情報通信技術)が目覚ましい進歩を遂げるのに伴って、人間が取り扱う情報の量は、圧倒的に増えてきています。貨幣も、突き詰めれば、交換価値に関する情報ですので、ICTと相性が良いのはある意味で当然です。

知的財産権制度は、財産的情報(情報の財産的側面)を保護するものですので¹、新しいテクノロジーが取り扱う情報のうち、財産的価値のあるものについては、一般論として、知的財産権による保護の対象に含まれるべきといえます。特に、新しいテクノロジーの基礎となり、分析対象となる様々なデータ²は、より付加価値の高い情報(ノウハウや発明等の知的財産)を生み出

¹ 例えば、中山信弘「特許法〔第3版〕」(2016年・弘文堂) 6頁参照。

² なお、平成24年版情報通信白書は、「事業に役立つ知見を導出するためのデータ」を「ビッグデータ」 と定義しています。http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc121410.html